

仕 様 書

札幌市消防局

1 業務名

コンプレッサーユニット定期検査業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月26日（火）まで

3 数量

6台

4 検査対象機器

(1) 法定検査を実施するコンプレッサーユニット 計4台

型式(バウアーコンプレッサー株式会社製)		配置場所
1	MARINER II M200E-2	東消防署
2	MARINER II M200E-2	白石消防署
3	MARINER II M200E-2	清田消防署
4	MARINER II M200E-2	札幌市消防学校

(2) 法定検査及び開放検査を実施するコンプレッサーユニット 計2台

型式(バウアーコンプレッサー株式会社製)		配置場所
1	MARINER II M200E-2	中央消防署
2	MARINER II M200E-2	南消防署

5 業務内容

(1) 法定検査

ア 外観検査

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第35条の2、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「規則」という。）第83条に基づき、規則第6条13号に係る検査を実施すること。

イ 気密検査

法第35条の2、規則第83条に基づき、規則第6条12号に係る検査

を実施すること。

ウ 運転検査

異常振動及び異常音がないこと。

エ 圧力計検査

法に基づく「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」(昭和50年通商産業省告示第291号)7条3号により検査を実施すること。

オ 安全弁作動検査

法に基づく規則第6条19号に係る検査を実施すること。

カ 消耗品の交換

- (ア) フィルターカートリッジ
- (イ) コンプレッサーオイル
- (ウ) オイルフィルター
- (エ) 空気取入れ口フィルター
- (オ) 各ドレンコックガスケット
- (カ) 充填ホース及びタンクアダプターのOリング

なお、これらの消耗品の供給及び費用については、受託者が供給し負担するものとする。

(2) 開放検査（対象機器のみ）

高圧空気圧縮機について、以下の作業を実施すること。

- ア 各段シリンダーの目視又は寸法測定
- イ 各段バルブヘッドの点検及び清掃
- ウ 各冷却管及び内圧容器の点検並びに肉厚測定
- エ 消耗品の交換

- (ア) バルブヘッドの吸入弁及び吐出弁
- (イ) 内圧容器のOリング

(3) 取扱説明

法に定める保安教育の一環として、コンプレッサーの取扱説明を実施すること。

6 再委託について

上記5業務内容の一部を再委託する場合は、承認依頼書を提出し、当市の承認を受けること。

7 納入場所

名 称	住 所	電話番号
札幌市消防学校	札幌市西区八軒10条西13丁目	011-616-2262
中央消防署	札幌市中央区南4条西10丁目	011-215-2130
東消防署	札幌市東区北24条東17丁目	011-781-2100
白石消防署	札幌市白石区南郷通6丁目北	011-861-2100
清田消防署	札幌市清田区平岡1条1丁目	011-883-2100
南消防署	札幌市南区真駒内上町5丁目	011-581-2100

8 その他

- (1) 業務の実施に係る検査対象機器の引取日時等は、契約締結後、当市と協議し決定すること。
- (2) 業務完了後は、完了届（別紙）により点検結果を報告すること。
- (3) 機能点検中に修理が必要な箇所が発見された場合は、遅滞なく当市に連絡し、指示を受けること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度協議して処理すること。

9 問合せ先

札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部施設管理課

TEL011-215-2030 担当 佐藤

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称 コンプレッサーユニット定期検査業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

(以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名